

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

選挙管理委員会告示	ページ
秋田県議会議員一般選挙における選挙の期日及び選挙すべき議員の数(三九)……	1
秋田県議会議員一般選挙における選挙長及び職務代理者(四〇)……	2
秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う場所及び日 時(四一)……	3
秋田県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時(四二)……	3
秋田県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(四三)……	4
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四四)……	5
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四五)……	5
選挙長告示	
秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(一)……	6
秋田県議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及 び日時(二)……	8

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成十四
年法律第五十号)第一条第一項及び秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙
区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成九年秋田県条例第四十八号)の規
定により、任期満了による秋田県議会議員の一般選挙を次のとおり行う。

その選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 選挙期日 平成十五年四月十三日
二 選挙すべき議員の数

秋田市選挙区	十一人
能代市選挙区	二人
横手市選挙区	二人
大館市選挙区	三人
本荘市選挙区	二人
男鹿市選挙区	一人
湯沢市選挙区	一人
大曲市選挙区	二人
鹿角市鹿角郡選挙区	二人
北秋田郡選挙区	三人
山本郡選挙区	二人
南秋田郡選挙区	三人
河辺郡選挙区	一人
由利郡選挙区	三人
仙北郡選挙区	五人
平鹿郡選挙区	三人
雄勝郡選挙区	二人

秋選管告示第四十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令
(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により、平成十五年四月十三
日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次の
とおり選任する。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋田市選挙区

選挙長

秋田市泉中央四丁目二十一番二十号

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目六番十号

能代市選挙区

選挙長

能代市臈淵字一本柳百九番地二

選挙長の職務を代理すべき者

加藤 堯

岩本 孝一

鷲尾 絢

秋田市川尻みよし町二番九号

佐藤 忠

横手市選挙区
選挙長

横手市城南町六番三十六号

向川 金兵衛

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市外旭川字水口九十九番地十一

藤田 了次

大館市選挙区
選挙長

大館市字三ノ丸十三番地九

松井 勇一

選挙長の職務を代理すべき者

大館市字相染沢中岱百三十九番地二十三

宮腰 慶明

本荘市選挙区
選挙長

本荘市中町三十二番地

加藤 良治

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市手形字蛇野百十九番地三

石山 修

男鹿市選挙区
選挙長

男鹿市船川港船川字栄町六番地一

三浦 新一

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市千秋城下町一番一号

江口 文男

湯沢市選挙区
選挙長

湯沢市岩崎字岩崎六十七番地一

石川 勘左工門

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市將軍野南五丁目十番五号

高橋 敏生

大曲市選挙区
選挙長

大曲市日の出町一丁目十五番五号

西村 茂

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市千秋矢留町十一番九号

鈴木 峰晴

鹿角市選挙区
選挙長

鹿角市八幡平字上沢田九番地一

阿部 良吉

選挙長の職務を代理すべき者

南秋田郡若美町弘戸字渡部百十五番地一

小沢田 勝之助

北秋田郡選挙区
選挙長

秋田市山王六丁目十九番十号

小野 康雄

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市寺内字児桜十八番地十四

石井 護

山本郡選挙区
選挙長

能代市住吉町九番二十五号

柴田 郁

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市飯島字大崩百九十一番地

中川 満

南秋田郡選挙区
選挙長

南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚二十一番地一

小玉 喜久子

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市手形山北町四番二十号

伊藤 善信

河辺郡選挙区
選挙長

秋田市大町四丁目三番四十四号

田中 伸一

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市仁井田新田二丁目十三番五号

山口 博司

由利郡選挙区
選挙長

本荘市石脇字石脇二百五十三番地

武田 善徳

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市東通三丁目六番十号

佐藤 正

仙北郡選挙区
選挙長

大曲市内小友字館前七十六番地の二

佐藤 啓子

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市桜ヶ丘二丁目七番地二

山岡 史直

平鹿郡選挙区
選挙長

横手市下境字庚塚五十五番地

高橋 ツネ子

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市校四丁目二十番九号
 雄勝郡選挙区
 選挙長 福原秀就

湯沢市清水町四丁目七番三十四号

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市外旭川字鳥谷場百六十一番地

松谷弘市
 和泉勤

秋選管告示第四十一号

秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年条例第六十号)第四条第二項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区	場 所	日 時
秋田市	秋田県選挙管理委員会事務局	平成十五年四月四日 午後五時三十分
能代市	山本地域振興局内 秋田県選挙管理委員会山本分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
横手市	平鹿地域振興局内 秋田県選挙管理委員会平鹿分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
大館市	北秋田地域振興局大館地区総合事務所内 秋田県選挙管理委員会大館分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
本荘市	由利地域振興局内 秋田県選挙管理委員会由利分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
男鹿市	船川港湾事務所内 秋田県選挙管理委員会男鹿分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分

秋選管告示第四十二号

湯沢市	雄勝地域振興局内 秋田県選挙管理委員会雄勝分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
大曲市	仙北地域振興局内 秋田県選挙管理委員会仙北分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
鹿角市	鹿角地域振興局内 秋田県選挙管理委員会鹿角分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
北秋田郡	北秋田地域振興局内 秋田県選挙管理委員会北秋田分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
山本郡	山本地域振興局内 秋田県選挙管理委員会山本分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
南秋田郡	秋田地域振興局福祉環境部内 秋田県選挙管理委員会南秋田分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
河辺郡	秋田地域振興局内 秋田県選挙管理委員会秋田分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
由利郡	由利地域振興局内 秋田県選挙管理委員会由利分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
仙北郡	仙北地域振興局内 秋田県選挙管理委員会仙北分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
平鹿郡	平鹿地域振興局内 秋田県選挙管理委員会平鹿分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分
雄勝郡	雄勝地域振興局内 秋田県選挙管理委員会雄勝分室	平成十五年四月四日 午後五時三十分

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区	場 所	日 時
鹿角市	鹿角地域振興局大会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
大曲市	仙北地域振興局大会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
湯沢市	雄勝地域振興局大会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
男鹿市	船川港湾事務所会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
本荘市	由利地域振興局大会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
大館市	北秋田地域振興局 大館地区総合事務所会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
横手市	平鹿地域振興局大会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
能代市	山本地域振興局大会議室	平成十五年四月十六日 午前十時三十分
秋田市	秋田県庁正庁	平成十五年四月十六日 午前十時三十分

秋選管告示第四十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条第一項第三号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二百二十七条第一項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区	支出金額の制限額
北秋田郡	北秋田地域振興局大会議室 平成十五年四月十六日 午前十時三十分
山本郡	山本地域振興局大会議室 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分
南秋田郡	秋田地域振興局福祉環境部会議室 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分
河辺郡	秋田県庁正庁 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分
由利郡	由利地域振興局大会議室 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分
仙北郡	仙北地域振興局大会議室 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分
平鹿郡	平鹿地域振興局大会議室 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分
雄勝郡	雄勝地域振興局大会議室 平成十五年四月十六日 午前十一時二十分

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市鹿角郡	大曲市	湯沢市	男鹿市	本荘市	大館市	横手市	能代市	秋田市
候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき	候補者一人につき
五、四七四、九〇〇円	五、四四三、六〇〇円	五、四八八、八〇〇円	五、六三七、九〇〇円	五、二〇九、六〇〇円	五、五五一、八〇〇円	五、五七六、六〇〇円	五、四〇六、七〇〇円	五、四八三、一〇〇円	五、二二九、四〇〇円	六、二三九、〇〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円	五、四〇九、五〇〇円	五、四一一、八〇〇円	五、二五九、四〇〇円	五、七三五、六〇〇円	五、八〇八、三〇〇円

秋選管告示第四十四号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別の

- 秋田市 八四、二九九
- 能代市 一四、七四四
- 横手市 一〇、九一九
- 大館市 一八、二二四
- 本荘市 二一、一二四
- 男鹿市 八、四五二
- 湯沢市 九、三九四
- 大曲市 一〇、六七八
- 鹿角市鹿角郡 二一、七一一
- 北秋田郡 一八、一五三
- 山本郡 一三、四六七
- 南秋田郡 一九、九〇一
- 河辺郡 五、二六〇
- 由利郡 二〇、九三九
- 仙北郡 三一、九〇三
- 平鹿郡 一八、五九七
- 雄勝郡 二一、六五〇

秋選管告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四五
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 二二七、八六八

選 挙 長 告 示

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

- 一 平成十五年四月四日 正午前
秋田県庁正庁
- 二 平成十五年四月四日 正午以後
秋田県選挙管理委員会事務室

秋田市選挙区選挙長 加藤 堯

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

- 一 平成十五年四月四日 正午前
山本地域振興局大会議室
- 二 平成十五年四月四日 正午以後
山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室

能代市選挙区選挙長 鷲 尾 絢

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

横手市選挙区選挙長 向 川 金兵衛

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

- 一 平成十五年四月四日 正午前
北秋田地域振興局大館地区総合事務所会議室
- 二 平成十五年四月四日 正午以後
北秋田地域振興局大館地区総合事務所内秋田県選挙管理委員会大館分室

大館市選挙区選挙長 松 井 勇 一

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

- 一 平成十五年四月四日 正午前
由利地域振興局大会議室
- 二 平成十五年四月四日 正午以後
由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

本荘市選挙区選挙長 加 藤 良 治

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

- 一 平成十五年四月四日 正午前
船川港湾事務所会議室

男鹿市選挙区選挙長 三 浦 新 一

二 平成十五年四月四日 正午以後
船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う
場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

湯沢市選挙区選挙長 石川 勘左エ門

一 平成十五年四月四日 正午前

雄勝地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う
場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

大曲市選挙区選挙長 西村 茂

一 平成十五年四月四日 正午前

仙北地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う
場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 阿部 良吉

一 平成十五年四月四日 正午前

鹿角地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う
場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

北秋田郡選挙区選挙長 小野 康雄

一 平成十五年四月四日 正午前

北秋田地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う
場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

山本郡選挙区選挙長 柴田 郁

一 平成十五年四月四日 正午前

山本地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う
場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

南秋田郡選挙区選挙長 小玉 喜久子

一 平成十五年四月四日 正午前

秋田地域振興局福祉環境部会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

秋田地域振興局福祉環境部内秋田県選挙管理委員会南秋田分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

場所は、次のとおりとする。
平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十五年四月四日 正午前

秋田県庁正庁

二 平成十五年四月四日 正午以後

秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会秋田分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十五年四月四日 正午前

由利地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十五年四月四日 正午前

仙北地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十五年四月四日 正午前

平鹿地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。
平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十五年四月四日 正午前

雄勝地域振興局大会議室

二 平成十五年四月四日 正午以後

雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。
平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

一 場所 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。
平成十五年四月四日

平鹿郡選挙区選挙長 高橋 ツネ子

雄勝郡選挙区選挙長 松谷 弘市

秋田市選挙区選挙長 加藤 堯

秋田県議会議員一般選挙

能代市選挙区選挙長 鷲尾 絢

- 一 場所 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

横手市選挙区選挙長 向川 金兵衛

- 一 場所 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

大館市選挙区選挙長 松井 勇一

- 一 場所 北秋田地域振興局大館地区総合事務所内
秋田県選挙管理委員会大館分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

本荘市選挙区選挙長 加藤 良治

- 一 場所 由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

男鹿市選挙区選挙長 三浦 新一

- 一 場所 船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

湯沢市選挙区選挙長 石川 勘左工門

- 一 場所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

大曲市選挙区選挙長 西村 茂

- 一 場所 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 阿部 良吉

一 場所 鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室
二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

北秋田郡選挙区選挙長 小野 康雄

一 場所 北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室
二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

山本郡選挙区選挙長 柴田 郁

一 場所 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室
二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

南秋田郡選挙区選挙長 小玉 喜久子

一 場所 秋田地域振興局福祉環境部内秋田県選挙管理委員会南秋田分室
二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

河辺郡選挙区選挙長 田中 伸一

一 場所 秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会秋田分室
二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

由利郡選挙区選挙長 武田 善徳

一 場所 由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室
二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二

条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

仙北郡選挙区選挙長 佐藤 啓子

- 一 場所 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

平鹿郡選挙区選挙長 高橋 ツネ子

- 一 場所 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

雄勝郡選挙区選挙長 松谷 弘市

- 一 場所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室
- 二 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄